



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	都市近郊水田地帯における農地賃貸借の組織的調整
Author(s)	東山, 寛
Citation	農業経営研究, 18, 165-184
Issue Date	1992-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/36479
Type	departmental bulletin paper
File Information	18_165-184.pdf



都市近郊水田地帯における 農地賃貸借の組織的調整

東山 寛

1. 課題の限定
2. 農用地利用改善団体による権利調整の実態
－ 鷹栖町北野地区の事例 －
 - 1) 地域の概要
 - 2) 農用地利用改善団体の機構
 - 3) 利用権設定の手順
 - 4) 賃貸多発地区における農家階層構成の変化
3. 要約

1. 課題の限定

1980年代後半以降の急速な「国際化」の進展と「経済構造調整」のもとでの農政の転換・後退基調の影響を受けて、日本農業は大きな構造変化をとげつつある。それは端的には離農の増大というかたちであらわれており、とりわけ北海道では1985年から90年にかけて全国平均をはるかに上回る農家戸数の減少がみられた¹⁾。

こうした北海道における離農の増加傾向は、地域的にはとくに水田地帯において顕著であり²⁾、その結果、近年かつてない勢いで水田の借地関係が急テンポで進展するにいたっている。北海道における借地関係は、1970年代以降の畑作・酪農地帯における畑借地の急増をその特徴としていたが、表1にしめしたように最近5年間では畑借地の増加率はそれまでの40～50%台から23.4%へと半減し、かわって水田借地の増加率が60%と急増している。また、図1によって田の権利移動面積の推移

表1 田畑別借入面積の推移（北海道）

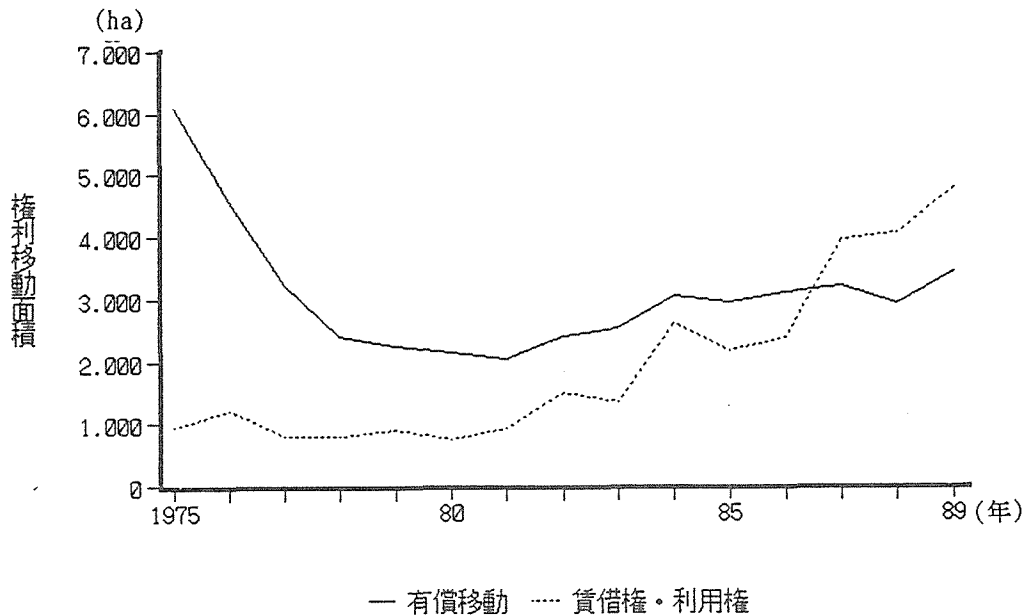
単位：千ha、%

	借入面積		増減率		借地率	
	田	畑	田	畑	田	畑
1965	5.9	15.8			2.6	2.7
70	7.5	18.0	27.5	13.9	2.7	3.0
75	5.3	28.2	△ 29.4	56.7	2.1	4.4
80	7.1	40.7	34.3	44.2	2.7	5.8
85	9.2	57.0	29.9	40.3	3.6	7.6
90	14.8	70.6	60.0	23.7	6.1	9.0

注1) 1965年の畑には樹園地を含む

2) 『センサス』より作成

図1 農地権利移動の推移（北海道、田）



注) 『北海道農地年報』各年版より作成

をみると、有償移動が停滞傾向にあるのに対して賃借権・利用権の設定面積は86年以降急増し、有償移動を上回るに至っている。

近年、水田地価は下落傾向にあるとはいえ、水田作経営の収益条件は悪化しており、今後も農地移動は賃貸借が一定のウェイトを占めつつ進展すると考えられる。そこで問題になるのは適正な移動の方向づけであり、これを行うには地域的な取り組みが不可欠であろう。そこで本稿では、近年、賃貸借が多発し、これを農用地利用改善団体によって積極的な利用権設定の権利調整をおこなっている鷹栖町北野地区の実態を事例として取り上げ、賃貸借関係の実態を踏まえてその調整方式の意義を明らかにする。

2. 農用地利用改善団体による権利調整の実態

－鷹栖町北野地区の事例－

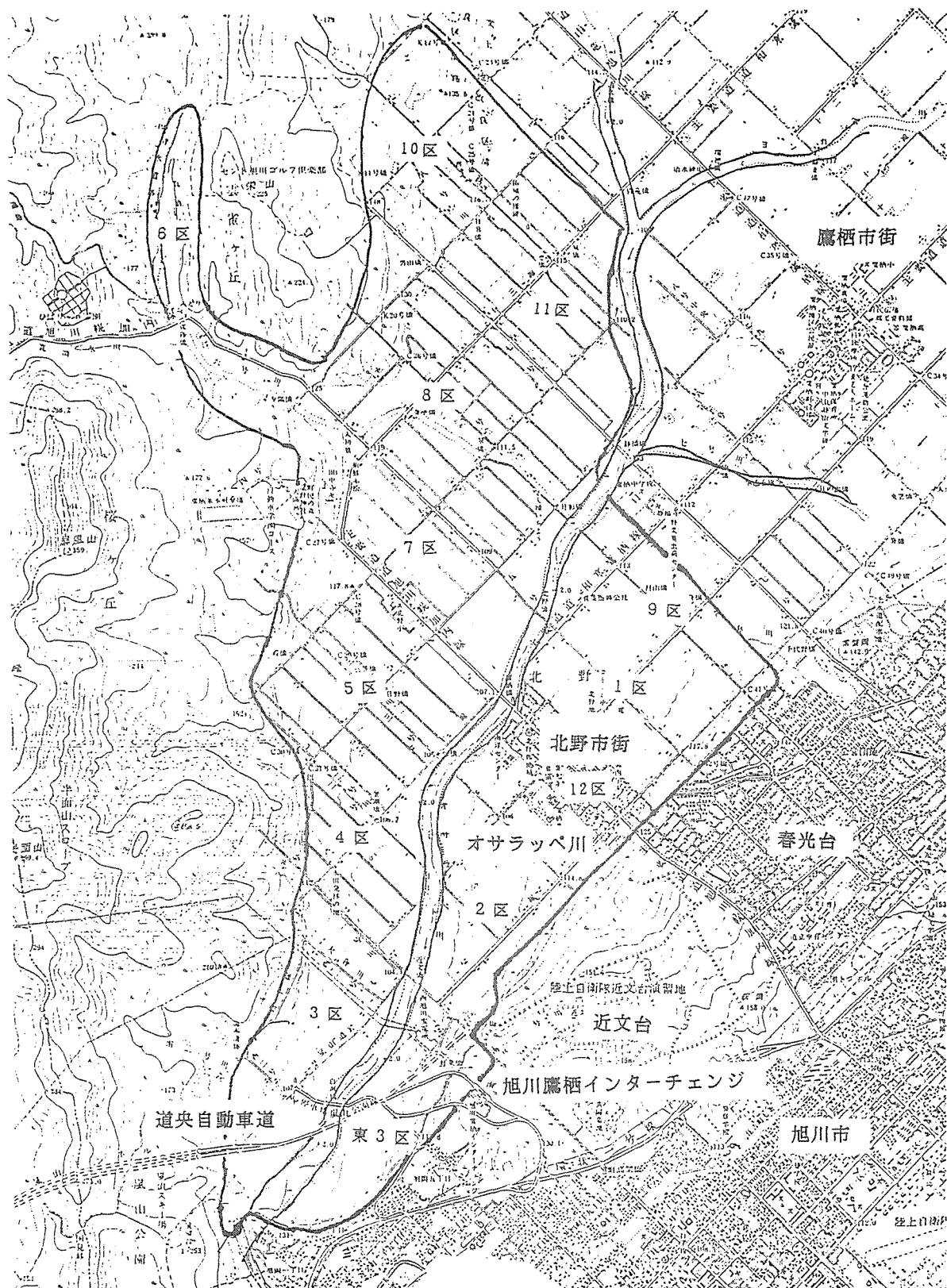
1) 地域の概要

鷹栖町は上川盆地の中心旭川市の北西に位置する平地農村であり、90年の農家戸数は862戸、耕地面積は約4,500haであり、このうち水田が4,000haをしめている。1戸あたり経営水田面積は4.7haと空知（6.2ha）、石狩（5.9ha）と比べれば小さいが、水稻単収・1等米出荷比率はともに道内のトップクラスの地位にある。ちなみに平成2年の10a当り水稻収量は602kg（『作物統計』）、町内に2つある農協（鷹栖農協、北野農協）の平成2年産米の1等米出荷比率は90%以上（それぞれ92%、99%）である。したがって鷹栖町は、石狩・空知といった道央の水田地帯に比べれば面積規模の狭小性は否めないものの、道内でもトップクラスの良質米生産地域であり、開拓以来、北海道の中でも随一の「米どころ」として知られる上川稲作の典型をなす地域であるといえる³⁾。

対象としてとりあげる北野地区（北野農協管内）は、図2に示したように鷹栖町の南部、旭川市寄りに位置し、地区の中心をほぼ南北に貫流するオサラッペ川の流域に平坦な水田がひろがっている⁴⁾。川の東側の地区（図中の9、1、12、2、東3区）は、旭川市の住宅街である春光台、自衛隊演習用地である近文台といった丘陵を隔てて旭川市との境界をなしており、市の中心部までは道道を通過して車で10分程度の距離である。

表2によって専兼別農家戸数の推移をみると、85年から90年にかけて農家戸数減

図2 鷹栖町北野地区の位置



少率は9.1%と高まる傾向にあり、とくに専業農家の減少が激しい。また、Ⅱ兼率は35%と高率であり、年々ウェイトを高めている。この他、80年代にはいって老人専業農家も増加しており、農家戸数全体の9%を占めている。

農協資料によって地区農業の現状について述べると、北野地区の水田本地面積は893haであり、1戸当たり田面積は3.7ha、転作率は36.5%（他用途利用米を含まず）となっている。転作作物の面積構成比は小麦35%、えん麦22%、牧草12%、豆類12%、野菜類10%、そば5%等となっており、最近の動向としてはえん麦、そば、ひまわりといった「捨て作り」的な転作が増加する傾向にある。平成2年度の農協販売取扱高は約11億円であり、このうち米が7割を占めている。米以外の品目では青果物が最も大きく、販売取扱高全体の17%を占めており、きゅうり、ジュース原料用のトマトが中心である。他は小麦が4%、雑穀・豆類が2%、牛乳が5%などとなっている。

次に、表3によって最近の農地移動の動向について述べると、農地移動は利用権の設定が主流であり、とくに最近3～4年間においては毎年およそ30ha程度の設定がなされている。農地価格の現在の相場は10aあたり80万円前後にあり、また町農業委員会の設定した標準小作料の基本額は10aあたり26,500円となっている。また、農地転用について述べると、道央自動車道の開通にともなってインターチェンジ周辺地区（東3区、地図参照）では工業団地用地の買収がおこなわれ、これによって91年には17haが転用されている。このほか北野市街地周辺では宅地への転用もみられる。

以上述べてきたように、北野地区は道内でもトップクラスの良質米生産地域であるが、最近の地域農業の特徴的な動向としては農家戸数の減少、兼業化・高齢化の進展、「捨て作り」転作の増加、農地賃貸借の進展、都市化圧が高まる下での転用の進行、といった諸点を指摘することができよう。

2) 農用地利用改善団体の機構

農用地利用改善団体は1982年に設立され、現在の組織の機構は図3に示したように北野全地区をオサラッペ川の東西でA、B、Cの3ブロックにわけた体制をとっている。改善団体の役員を構成しているのは各農事組合（集落）から選出される運営委員（任期2年）と、機械利用組合長、農業委員（北野地区からは5名選出されている）である。機械利用組合はオサラッペ川の西側の農事組合（6区をのぞく）で計6集団あり、利用組合長が改善団体の役員として参加している意図は、負担金

表2 専兼別農家戸数の推移（北野地区）

単位：戸、%

	農家 戸数	本専業	老人 専業	I種兼	II種兼
1970年	355	178 (50.1)		129 (36.3)	48 (13.5)
75年	314 (11.5)	79 (25.2)	8 (2.5)	149 (47.5)	78 (24.8)
80年	295 (6.1)	45 (15.3)	9 (3.0)	159 (53.9)	82 (27.8)
85年	279 (5.4)	44 (15.8)	21 (7.5)	127 (45.5)	87 (31.2)
90年	253 (9.1)	29 (11.5)	22 (8.7)	113 (44.7)	89 (35.2)

注1) 本専業とは男子生産年齢人口のいる専業農家、老人専業

とは高齢者または女子のみの世帯の専業農家をしめす

2) 農家戸数のカッコ内は5年間の戸数減少率、専兼別農家戸数のカッコ内は構成比をしめす

3) 『センサス』より作成。90年は総農家の数値を用いた

表3 農地権利移動の推移（北野地区、田） 単位：ha

	自作地 有償移動	賃借権 (3条)	利用権
1985年	3.8	4.5	16.4
86年	10.6	1.7	11.3
87年	1.1	—	28.7
88年	28.7	—	38.5
89年	15.1	—	27.7
90年	3.0	—	34.6

注1) 各年次の秋から翌年の春にかけての移動実績である

2) 有償移動は農地法3条と農用地利用増進法の合計値

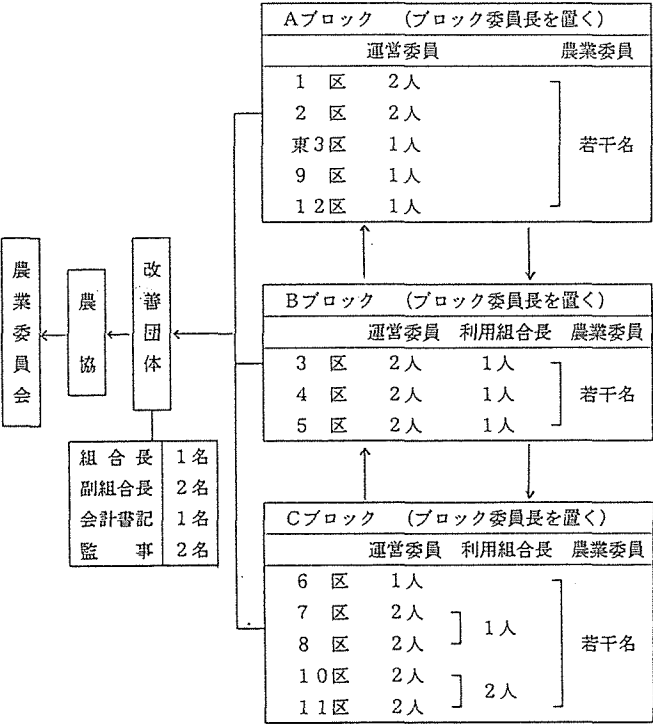
3) 賃借権、利用権の設定には再設定を含む

4) 鷹栖町農業委員会資料より集計した

徴収のことを考えるとなるべく利用組合員同士で農地の貸借をすすめた方が好ましいからである。改善団体の事務局は農協のなかにおかれており、営農課の職員（係長クラス）が専任の事務局員となっている。

農用地利用改善団体は一般に、「農用地利用改善事業を実施する事業」をおこなう実施主体であり、とりわけ利用権設定等促進事業の特例措置として、団体が自主的に農用地の権利調整をおこなった場合、市町村に農用地利用増進計画作成の申出を行うことができ、市町村はその申出の内容を勘案して計画を定めるようになっている⁵⁾。改善団体の規約（後掲、参考資料1）から「目的」と「事業」に関する部分を引用すると、「この組合は、北野地区の農業の振興と農業経営の改善を図ることを目的とし」、「農用地利用改善事業の実施に関すること」「共同利用施設並びに作付地の集団化に関すること」を行うとしており、極めて包括的な表現となっているが、実態は利用権設定における権利調整と道内の先進地（美瑛町等）の視察・研修が活動の中心である。

図3 北野地区農用地利用改善事業実施組合の機構

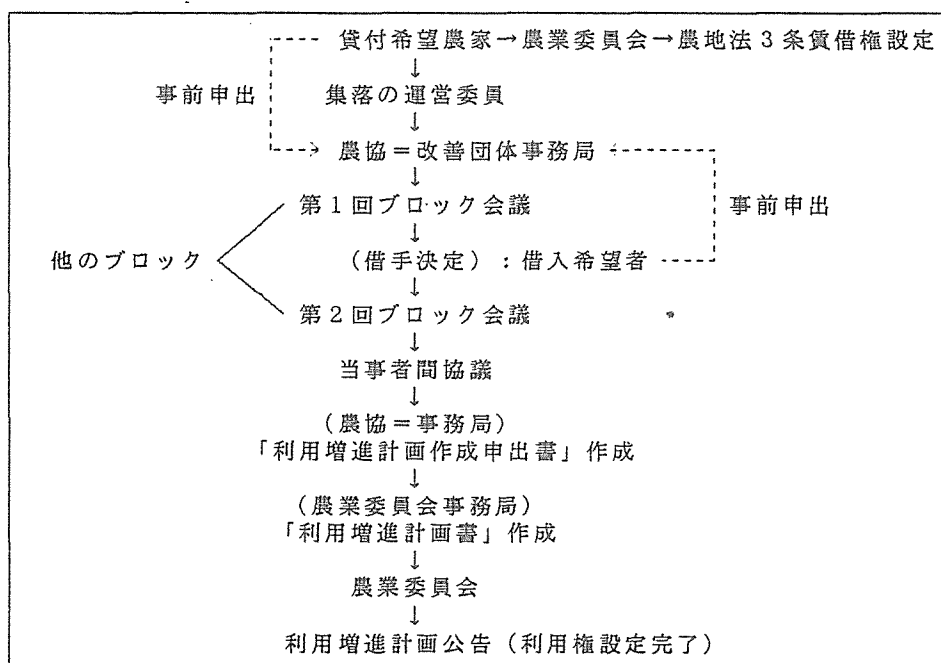


注) 改善団体総会議案より引用

3) 利用権設定の手順

利用権設定における調整手順を図4に示した。まず貸付を希望する農家は、あらかじめ事務局（農協）に申出ておくか、または集落の運営委員に貸付希望の旨を申出て、運営委員から事務局へと連絡がなされる。貸付希望者があらわれた時点で、事務局は貸付希望農家の居住するブロックの役員を一堂に召集する「ブロック会議」をひらくが、この会議は通常、農協の建物のなかでおこなわれる。この会議においては、始めに事務局である農協職員の司会のもとで、貸付希望農家名と貸付希望面積（地元ではこれを「物件」と呼び慣わしている）が報告され、それを受けて役員間で借手として誰が適当であるかが話し合われる。貸付希望者が借手について具体的な希望をもっている場合もあるが、それは考慮の外におかれる。利用権設定の調整は基本的に同一集落内農家間の設定が重視されており、集落の事情に精通している運営委員が貸付希望農家の集落に借手候補者がいると判断した場合には、その時点で散会となる。しかし、借手となるような農家がない、または明確ではない場合には調整の範囲はブロック内の他の集落へと広げられ、各集落の運営委員がそれぞれ「物件」を持ち帰り、候補と目される農家との交渉にあたる。

図4 利用権設定の手順



注) 改善団体事務局（農協実務者）からの聴き取りによって作成

こうした借手候補者についての情報は、事務局である農協の方でも『農地等借り受け斡旋申出書』（後掲、参考資料2）を毎年度末に組合員全戸に配布、回収することによって把握に努めており、集計の結果は運営委員にも知らされている。ブロック内においても借手が見つからなかった場合には、他のブロックへと調整の範囲が広げられ、同様にブロック会議がひらかれる。

次に、借手農家が決定した時点で再びブロック会議が召集され、この第2回目のブロック会議においては、まず借手が決定したことについての報告があり、続いて賃貸契約の内容が議題となる。契約内容について最も重視される項目は小作料額であり、事務局が標準小作料をもとに畦畔率を勘案して作成した小作料額案を呈示する。借手農家と小作料額については役員全員の承認をとりつけるのが会議運営の鉄則となっている。

こうして借手農家と小作料額案が承認されると、最後のステップとして貸手農家、借手農家間の当事者間協議（地元ではこれを「お見合い」と呼び慣わしている）が、集落の運営委員と事務局である農協職員の立ち会いのもとで行われる。当事者間協議での話合いの中心は小作料額であり、土地条件等を考慮して、10a当り1000円から2000円程度の引き下げあるいは引き上げが行われるケースもあるが、ブロック会議で決定された小作料額案で同意が行われるのが通常である。両者が合意に達すると簡単な念書が作成され、事務局は「農用地利用増進計画作成申出書」の作成に入る。この「申出書」の様式は正式な「利用増進計画書」の様式とまったく同様のものとなっている。

作成された「申出書」は町農業委員会事務局によって「利用増進計画書」として書き改められ、農業委員会内で検討されるが、改善団体の作成した「申出書」の内容が農業委員会によって変更されたケースは現在のところ無い。こうした利用権設定以外に、農地法3条による賃借権設定のケースが若干みられるが、これは貸手農家が北野地区外の農家である場合か、または貸付希望者が相手を指定してこれを譲らないケースである。前掲の表3にみるように、最近4～5年は3条による賃借権設定は皆無である。

以上のような改善団体の調整にもとづく利用権設定は、表4に示したように、ほぼ同一集落ないしはブロック内で設定されている。入作が目立つのは市街地に近い1区、12区である。

表4 集落・ブロック別利用権設定の実績（北野地区）

単位：件

		借手の集落・ブロック														
		Aブロック					Bブロック			Cブロック						
		東3	2	12	1	9	3	4	5	7	6	8	11	10		
貸手の集落・ブロック	東3区						1									
	2区		9					1				1				
	12区				3					1						
	1区			1		5		2						1	1	
	9区					1						1				
	3区						6									
	4区															
	5区								11	1						
	7区									17						
	6区															
	8区											9				
	11区											3	4		3	
	10区												1		8	
鷹栖			1		1											

注1）表側の鷹栖は鷹栖農協管内をしめす

2）依拠した資料は表3に同じ

4）賃貸多発地区における農家階層構成の変化

そこで91年6月にA、B、Cブロックのなかからそれぞれ2区、3区、8区の集落を選定してほぼ悉皆のかたちで実態調査をおこなった。各集落の農地流動化状況を示したのが表5である。これによって3集落の借入面積割合（C/A）、貸付面積割合（D/B）をみると2区が際だって高い。ちなみに、90年センサスによる北野地区全体の借入面積割合は10.5%であり、実態がセンサスの把握を上回って進行しているとしても、2区の借地関係の進展度合いは北野地区の中でもかなり高いといえる。

また、表4にみるように2区の利用権設定は集落内設定が中心で、集落内で賃貸借関係が展開している。そこで以下では2区の賃貸借関係の実態を整理するとともに、賃貸借がいかなる階層性をともなって進行しているかについて検討することとする。

表5 3集落の農地流動化状況（1991年）

	2 区	3 区	8 区
調査農家戸数	21	15	26
総経営水田面積（A）	93.4ha	62.7ha	110.6ha
総所有水田面積（B）	79.8ha	55.6ha	98.8ha
水田借入農家戸数	7	4	6
総借入水田面積（C）	25.2ha	10.6ha	16.0ha
水田貸付農家戸数	5	2	2
総貸付水田面積（D）	11.6ha	3.5ha	4.2ha
農地流動化率			
借入面積率 C / A	26.9%	16.8%	14.5%
貸付面積率 D / B	14.5%	6.2%	4.2%

注1）3区において酪農家を1戸調査したがこの表には含めず

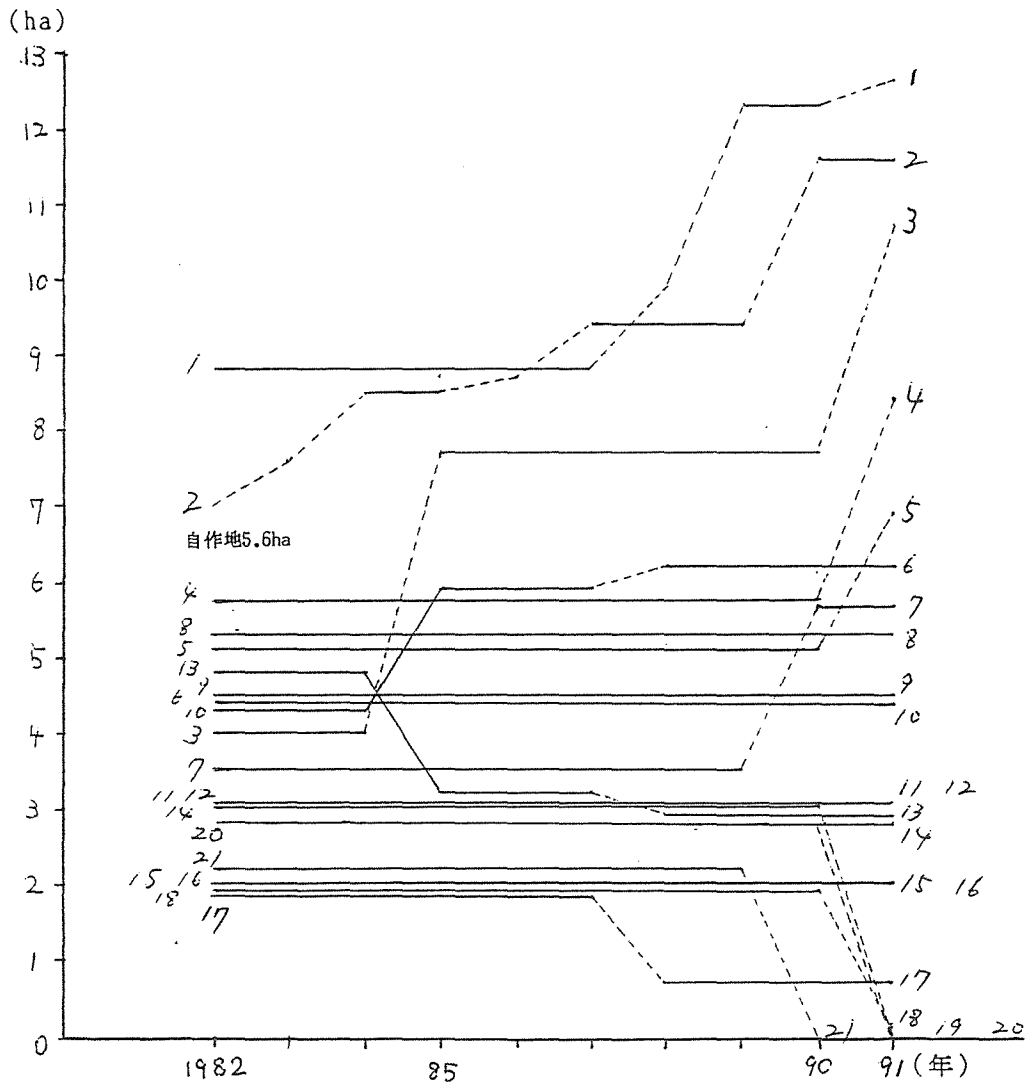
2）実態調査より作成

（1）農家階層の特徴

調査時点での2区の農家戸数は26戸であり、このうち借手農家7戸、貸手農家5戸を含む21戸を調査した。21戸の最近10年間の経営水田面積変化を図5に示した。10年前の1982年時点ではNO.2をのぞいて図中の経営面積はすべて自作面積である。図に見るように、この10年間の農地移動の主流は賃貸借であり、とくに最近4年間のあいだに多発している。10年前と比較して、借り入れによって拡大した農家は農家番号で言えばNO.1～7までの農家であり、現在の集落における上層を構成している。また、貸付をおこなって縮小した農家はNO.13、18～21までの農家であり、NO.13をのぞけば全地を貸付けている。また、NO.17農家は87年に1.2haを転用（町の施設）して規模を縮小している。この他に面積不変の農家が存在し、集落のなかでは中層を構成している。農家番号で言えばNO.8～12、14～16農家である。

各農家の経営内容、世帯員の就業状況について表6に示した。

図5 調査農家の経営水田面積変化（2区）



- 注1) 実線は売買による移動、点線は貸借による移動をあらわす
 2) 数字は農家番号をあらわす
 3) 実態調査及び鷹栖町農政課資料より作成

表6 調査の経営・就業の概要 (1991年)

農家 N O.	家族 員数	家族労働力 (才)				土地所有 (ha)			作付 (ha)										機械所有 (台)				水稲 収量 (kg)
		主	主	後	その他	経営	所有	貸借	水稲	小麦	豆類	野菜	えん	牧草	その	家畜	ハウス		トラクタ	田植機	コン	ハイン	
		妻		継		面積	面積	面積					麦		他		(坪)						
1	5	59 A	56 A	32 A	—	13.0	8.8	4.2	7.7	—	—	—	1.8	2.9	0.2	肉5	—		2	1	2		600
2	5	56 A	54 A	27 A	—	11.6	5.6	6.0	7.8	2.2	0.9	—	0.6	—	—	—	—		1	1	1		600
3	5	42 A	39 A	—	—	10.7	4.0	6.7	6.9	1.4	—	0.7	1.7	—	—	—	ミ 340		2	1	1		642
4	3	51 A	46 A	—	—	8.4	5.7	2.7	5.7	—	0.5	0.6	1.1	0.4	—	—	—		1	1	1		690
5	5	61 A	59 A	34 A	嫁 31A	6.9	5.1	1.8	4.7	—	0.4	1.2	0.6	—	—	—	き 510		1	1	1		600
6	7	64 A	59 A	39 A	嫁 36A	6.2	4.7	1.5	4.6	—	—	1.7	—	—	—	—	き 680		2	1	1		630
7	2	58 A	50 A	—	—	5.7	3.5	2.2	4.1	—	1.4	0.2	—	—	—	—	—		1	1	1		690
8	2	50 A	51 A	—	—	5.3	5.3	—	3.0	—	—	—	2.3	—	—	—	—		1	1	1		540
9	4	56 A	54 A	—	父 78B 母 77B	4.5	4.5	—	3.2	—	0.2	0.9	0.1	—	0.1	—	—		1	1	1		600
10	3	59 C	54 A	—	—	4.4	4.4	—	3.1	1.0	0.1	0.2	—	—	—	—	—		1	1	1		660
11	6	63 C	63 D	33 C	—	3.1	3.1	—	—	—	—	—	—	3.1	—	馬 6	—		1	—	—		—
12	5	42 C	37 A	—	—	3.1	3.1	—	2.1	—	0.3	0.1	0.4	—	0.2	—	—		1	1	1		660
13	2	74 C	68 A	—	—	2.9	4.1	△ 1.2	1.8	—	—	0.7	0.4	—	—	—	—		1	1	1		570
14	3	58 C	53 D	—	—	2.9	2.9	—	1.8	—	0.3	0.3	0.4	—	—	—	—		1	1	1		660
15	4	54 C	52 D	22 C	母 86B	2.0	2.0	—	1.3	—	0.2	0.1	—	—	0.5	—	—		1	—	ハ インタ		540
16	2	61 A	—	35 C	—	2.0	2.0	—	1.5	—	—	—	—	—	0.5	—	—		1	—	ハ インタ		600
17	7	52 C	48 C	—	父 82B 母 74B	0.7	0.7	—	0.5	—	0.1	—	—	—	—	—	—		1	—	ハ インタ		570
18	2	62 A	59 A	—	—	0.1	1.9	△ 1.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—		—
19	2	70 D	68 D	—	—	—	3.8	△ 3.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—		—
20	2	63 D	62 D	—	—	—	2.8	△ 2.8	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—		—
21	2	55 C	55 D	—	—	—	2.2	△ 2.2	—	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—		—

注 1) 家族労働力のアルファベットは、A: 基幹、B: 補助、C: 農外就業主、D: 仕事に従事しない

2) 作付のハウスの略記号は、ミ: ミニトマト、き: きゅうり

3) 水稲収量は1990年の397の10a 当り収量である

4) 実態調査より作成。1991年7月時点の数値である

これによって第1に借入によって規模を拡大した農家層の特徴について述べると、夫婦2人以上の専従者を有する専門的な経営であり、最上層のN0.1～4農家とN0.7農家は稲作主体の経営、N0.5、N0.6は稲作と施設園芸（ハウスきゅうり）との複合経営である。

第2に、面積不変の農家層は就業の重点が農外にある農家であり、N0.10～12、N0.14～16農家は男子世帯員が農外に通年の就業先を有している。また、転用によって規模を縮小したN0.17農家もこのタイプにはいる。このほかに面積が不変であったN0.8、N0.9農家はいずれも50代の夫婦2人が農業専従となっており、稲作が基幹であるが、後継者が他出している農家である。

第3に、農地を貸付けている農家は後継者のいない高齢農家であり、N0.13、N0.18～20農家がこれにあたる。また、N0.21農家は経営主が農外での仕事のため現在町外に単身赴任している農家である。

以上のような、主に後継者のいない高齢農家を貸手とし、専門的な農家によって借入がおこなわれた結果、前掲図5に見るように面積階層差は10年前とくらべていっそう明瞭になっている。面積階層ではとくに3～5ha層が減少し、分化の基軸層をなしているといえよう。

（2）農地賃貸借の実態

現在、農地借入をおこなっているN0.1～7農家の経営内容、賃貸借契約の内容、今後の経営方向について整理しておく。

＜N0.1農家＞

50代の夫婦と32才になる長男が農業専従であり、経営面積は12.3ha、うち借地は4.2haである。集落内の高齢農家（調査未実施）2戸からそれぞれ2.7ha、1.5haを借りている。借入に至った経緯は貸手から頼んだかたちであり、これを利用権にのせたものである。契約期間は5年、小作料は10a当り27,000円である。経営は7.7haの稲作と肉牛を7頭飼養し、以前は20頭ほど飼養していたが稲作を拡大するのに伴って頭数を減らしている。今後は家族労働力でできる範囲内で面積拡大を考えており、借地であると2ha拡大したいとしている。

＜N0.2農家＞

50代の経営主夫婦と27才になる長男の3人が農業専従であり、経営面積は11.6ha、うち借地は6haである。3戸の農家から借り入れており、隣家の高齢農家2戸（調査

未実施)からそれぞれ2.7ha、2.4ha、また、旭川市から2区に通作をしていた農家から0.9haを借り入れている。借入にいたった経緯はいずれも借手から頼んだかたちであり、これを利用権にのせるにいたっている。契約期間はいずれも3年、小作料は26,500円である。

経営は7.8haの稲作と、転作は小麦が主体で小麦単収も510kgと地域の中では高い。今後も農地の貸手は増え続けると予想しており、借地を中心とした面積拡大を考えている。

<N0.3農家>

40代の夫婦2人が農業に専従しており、経営面積は10.7ha、うち借地6.9haである。鷹栖農協管内の親戚の離農農家から3ha、N0.19農家から3.9haを借り入れている。親戚農家の耕地はおよそ12km離れており、これは農地法3条契約である。以前から拡大希望を農協に提出しており、N0.19農家との賃貸関係は改善団体から話がきたものである。契約期間は3年、小作料は26,500円となっている。作付は水稻6.9ha、小麦1.4ha、えん麦1.7haであり、このほかに稲作との作業競合が少ないミニトマトのハウス栽培(340坪)をおこなっている。借地であと3ha拡大したいとしており、長期的には購入で自作地を10haまで拡大したい意向をもっている。

<N0.4農家>

50代の経営主と妻の2人が専従であり、経営面積は8.4ha、うち借地が2.7haである。貸手はN0.20農家であり、農協に借入希望を出していたところ、改善団体から話がきたものである。契約期間は10年、小作料は26,500円である。経営は5.7haの稲作が基幹であり、借入によってあと3ha拡大したいとしている。

<N0.5農家>

61才の経営主夫婦と後継者夫婦の4人が専従で、稲作と施設園芸(きゅうり510坪)との複合経営である。経営面積は6.9haでうち借地1.8haである。貸手はN0.18農家であり、この農家が農業者年金を受給するため第三者移譲の相手を探していたが、なかなか借手が見つらず、経営主が農業委員だったこともあって借り入れるに至った。契約期間は10年、小作料は25,000円である。今後はとりあえず現状維持を考えている。

<N0.6農家>

N0.5と同様、稲作と施設園芸(きゅうり680坪)との複合経営であり、64才になる経営主夫婦と30代の後継者夫婦4人が専従で、経営面積は6.2ha、うち借地は1.5haである。

貸手は集落内のN0.13農家であり、この農家とは親戚関係にある。借入に至った経緯は、N0.13農家から全地を買ってくれるように頼まれ、84年に1.7haを購入したが、それ以上買い切れず残りを借り入れたものである。契約期間は3年、小作料は28,000円である。作業は分担しており、経営主夫婦が稲作、後継者夫婦がハウスきゅうり作を担当している。今後は現在の所得水準を維持していくために野菜作を拡大するとともに、借地によってあと2ha拡大したいとしている。

<N0.7農家>

50代の夫婦2人が専従であり、経営面積は5.7ha、うち借地は2.2haである。貸手はN0.21農家であり、特に借入希望は出していなかったが改善団体から話がきて借り入れるにいたった。契約期間は3年、小作料は27,000円である。今後は夫婦が健康なうちは耕作を継続し、借地は将来的には返還したいとしている。

3. 要約

本稿では、近年、北海道において水田借地が急増している現象に注目し、賃貸借関係を農用地利用改善団体を設立し権利調整をおこなっている鷹栖町北野地区を事例に、その調整方式の意義について検討した。その結果、以下のことが明らかとなった。

第1に、利用件設定においては農業委員会は最後の書類作成の段階で関わるにとどまっており、改善団体の事務局である農協を中心に権利調整がおこなわれているのが実態である。

第2に、実態調査の結果によれば、貸手と借手との相対で結ばれたものを利用権にのせた事例もみられるが、N0.3、4、7農家のケースのように新たに借手を掘り起こしたケースも見られる。これは地域農業の事情に精通している農協と地域の農家である改善団体役員の情報力を抜きにしては考えられないと言える。

第3に、賃貸借契約においてしばしば紛争の原因となる小作料水準については、ブロック会議での承認というかたちの地域的合意をとりつけることによって、貸手・借手の個人的な不満を抑える格好となっており、こうした小作料決定方式の結果、実態事例にみるように標準小作料額が地域の実勢小作料水準を形成している。

注：

- 1) 宇佐美繁「日本農業の構造変化と荒廃化の進行」（『農林金融』第44巻第7号）、農林中央金庫、1991年
伊藤忠雄「連携時代を示唆する農業構造」（『農林統計調査』第41巻第2号）、農林統計協会、1991年
梶井功「（1990年センサスの分析）総括」（『農業構造問題研究』NO.170）、食料・農業政策研究センター、1991年
仁平恒夫「農家数減少と高齢化の中で進む経営構造変動（上、下）」（『北方農業』463号、464号）、北海道農業会議、1991年
- 2) 村元健治「強まる後継者なし・高齢農家の離農－北海道における離農・転職等の動向－」（『北方農業』459号）、北海道農業会議、1991年
仁平恒夫「農業構造の変動と『担い手』－1990年センサスを中心として－」（第82回北海道農業経済学会シンポジウム報告）、1991年
- 3) 太田原高昭「北海道稲作の構造問題と『風土』」（北海道農業構造研究会編『北海道農業の切断面』所収）、同研究会発行、1986年
- 4) 北野地区を対象とした分析としては、
七戸長生稿『昭和57年度 地域農業経営改善調査報告書－北海道鷹栖町－』、農林水産省構造改善局、1983年
（社）北海道地域農業研究所『地域農業研究叢書 NO.3』、1992年（刊行予定）
- 5) 関谷俊作編著『新訂 農用地利用増進法の解説』、全国農業会議所、1990年

付記）本稿は、第82回北海道農業経済学会における筆者の同名の個別報告に加筆したものである。

[参考資料 1] 北野地区農用地利用改善事業実施組合同規約（原文）

（目 的）

第 1 条 この組合は、北野地区の農業の振興と農業経営の改善を図ることを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この組合は、北野地区農用地利用改善事業実施組合と称する。

（地 区）

第 3 条 この組合の地区は、上川郡鷹栖町北野地区全域（全農事組合）とし、農業振興地域とする。但し、北野地区を 3 ブロック体制を実施し、事業円滑を図るためにブロック割をする。（1.2.東3.9.12区ブロック、3.4.5区ブロック、6.7.8.10.11区ブロック）

（組合の事務所）

第 4 条 この組合の事務所は、北野農協に置く。

（事 業）

第 5 条 この組合は、第 1 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 農用地利用改善事業の実施に関すること。
- (2) 組合員の事業に必要な共同利用施設並びに作付地の集団化に関すること。
- (3) その他第 1 条の目的達成に必要な事業に関すること。

（組合員の資格）

第 6 条 この組合員の資格を有する者は、北野地区内の農用地につき所有権又はその他の使用収益権を有する者及び組合の事業施設を利用する事が相当と認められる者。もしくは、北野地区に住所を有する農業者とする。

（組合への加入脱退）

第 7 条 この組合への加入及び脱退は、組合長に届け出るものとする。

（組合の役員及び運営委員）

第 8 条 この組合の業務を円滑に運営するため、次の役員及び運営委員を置く。

- (1) 組 合 長 1 名
 - (2) 副 組 合 長 2 名
 - (3) 会 計 書 記 1 名
 - (4) 監 事 2 名
 - (5) 運 営 委 員 若干名（各ブロック運営委員）
2. 組合長は、この組合を代表し、会務を処理する。
 3. 副組合長は、組合長を補佐し、組合長事故あるときはその職務を代理する。
 4. 会計書記は、組合長の命を受け組合の会計及び庶務を掌る。
 5. 監事は、会計会務の執行を監査する。
 6. 運営委員は、組合長の諮問に応ずると共に各専門部を担当する。
 7. 各ブロックに運営委員の中から委員長 1 名を置く。

(役員及び運営委員)

第9条 役員は、各ブロック運営委員より選出するものとする。

2. 運営委員は、各ブロックの農業委員並びに機械利用組合長（ライスセンター組合長）と総代より選出するものとする。

(ブロック内に農業委員がいないときは、ブロック外の農業委員を選任することができる。)

(役員等の任期)

第10条 役員及び運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

ただし、補欠により専任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、毎年1回開催する。

2. 組合長が必要と認めたとき又は組合員の2分の1以上の請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の議決事項)

第12条 次の事項は、総会の議決を経るものとする。

- (1) 規約の制定及び改正
- (2) 組合の解散 役員及び運営委員の選出
- (3) 農用地利用規程の制定及び変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告及び収支決算の承認

(総会の議決方法)

第13条 総会は、組合員総数の2分の1（委任状を含む。）以上に当たる者が出席して開くものとする。

2. 組合員は、総会において各1個の議決権を有する。

3. 総会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。

(総代会)

第13条の3 この組合は、総会に代るべき総代会を設けるものとする。

2. 総代の定数は各農事組合5戸に対し1名とし、農事組合長を含めること。

3. 総代会には、第11条、第12条及び第13条の規定を準用する。

(総代の任期)

第13条の3 総代の任期は2年とする。欠員並びに農事組合長が変わった場合、第10条の規程を準用する。

(経費)

第14条 この組合の運営に要する経費は、会費等をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この組合の運営及び会計年度は、毎年2月1日から1月31日とする。

(その他)

第16条 その他この組合の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則 この規約は、平成2年4月12日から施行する。

農地等借受斡旋申出書

この度、農地等の借受を希望致したく、農用地利用改善組合の規定にもとずき、下記により、申出致します。

毎年、2月末日まで、改善組合事務局まで、提出願います。

平成 年 月 日

北野地区農用地利用改善組合長 殿

住所

申出人

氏名

印

1	現在の経営面積 (借地を含む)	m ²
2	経営拡大希望面積	m ²

※ 面積については、通称で、
お書き下さい。

3 経営拡大希望範囲

ア、所属農事組合内

イ、北野地区一円

ウ、自宅から km 以内

4 その他